| 番号 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 在留の間口が広がる事は、多文化共生の為にも賛成である。 | 本改正案に御賛成の意見として承ります。 |
| 2 | 改正に反対である。本件は、これまで対象外であった専攻科を留学資格と就労資格の要件に両方追加することにより、外国人が留学から就労へ移行する制度的経路を新たに拡張するもので、実質的に外国人労働者の受入れ拡大に直接結びつく政策変更ではないか。 | 在留資格「留学」や一部の就労資格に係る上陸基準省令等においては、専修学校の専門課程を受入れ要件等として定めているところ、本改正案は専門課程の上位課程に位置付けられる専攻科についても新たに要件として追加するものであり、外国人労働者の受入れ拡大に直接結びつく政策変更ではありません。 |
| 3 | 出稼ぎ目的で来日する留学生が増えており、厳しく審査すべきである。 | 留学生が真に学習する目的を有しているかを見極めるため、入国・在留審査において、勉学の意思・能力、経費支弁能力等について適切に審査しています。<br>また、御意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 4 | 専攻科修了者の就労ビザ審査においては、大学卒業者以上に、「専攻科目」と「従事する業務内容」の論理的整合性を厳格に審査すべきである。<br>また、留学生は、在留資格「留学」とは名ばかりの「安価な労働力確保の手段」として機能しており、専攻科の創設に当たり、悪質なブローカーや教育機関を排除する必要がある。 | 就労資格の審査において、「技術・人文知識・国際業務」の場合、従事する業務に係る技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了していることを上陸許可基準として定めており、同基準に基づき適切に審査しています。<br>また、御意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 5 | まず優先すべきは、既存制度における不適切事例の是正、在留管理の厳格化、教育機関の質保証、就労後の適正管理体制の確立であり、それらの実効性が十分に担保されない限り、受入れ対象の拡大は行うべきではない。本改正案に反対し、制度拡張ではなく管理・統制の強化を優先する方向での再検討を求める。 | 上陸申請において本邦における活動目的等を提出資料等に基づき確認し、一定の刑罰に処せられた者等については上陸を認めず、また、退去強制事由に該当する者について退去強制手続を行うなど出入国管理及び難民認定法等の法令に基づいた厳格な審査・在留管理を行っております。<br>また、御意見については今後の参考とさせていただきます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 6 | 留学後に退学した場合の在留資格の取消しや強制送還を要件化するとともに、在留期間の更新に来なくなった場合の追跡方法を検討し、要件化すべきである。 | 留学後に退学したことにより、入管法第２２条の４第１項第５号又は第６号に掲げる事由に該当することになる場合は、現に有する在留資格を取り消すことができます。在留資格を取り消された者は、入管法第２４条第２号の３又は２号の４に掲げる事由に該当することになる場合は、退去強制されることとなります。<br>また、御意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 7 | 留学生が日本国内で就労する場合でも、一定期間経過後、母国へ帰ることを絶対条件にしてほしい。また、日本文化や習慣、宗教観に対する理解・尊重、日本語学力、法令遵守できない本国の家族を複数人呼び寄せたり、帯同できないようにしてほしい。 | 在留資格「留学」や一部の就労資格に係る上陸基準省令等においては、専修学校の専門課程を受入れ要件等として定めているところ、本改正案は専門課程の上位課程に位置付けられる専攻科についても新たに要件として追加するものです。<br>また、御意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 8 | 改正案に反対。「不法滞在者ゼロプラン」政策が実施されているにも関わらず、今まで以上に新たに外国人留学生が流入できる緩和的な政策が推進されるのことは非常に疑問である。 | 在留資格「留学」や一部の就労資格に係る上陸基準省令等においては、専修学校の専門課程を受入れ要件等として定めているところ、本改正案は専門課程の上位課程に位置付けられる専攻科についても新たに要件として追加するものです。<br>また、御意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 9 | 入管庁は、専修学校の受け入れ拡大案を即刻白紙撤回し、その全リソースを「不法残留者７万人の一掃」および「水際対策の徹底」に集中すべきである。 | 在留資格「留学」や一部の就労資格に係る上陸基準省令等においては、専修学校の専門課程を受入れ要件等として定めているところ、本改正案は専門課程の上位課程に位置付けられる専攻科についても新たに要件として追加するものです。<br>また、御意見については今後の参考とさせていただきます。 |

| | | |
|---|---|---|
| １０ | 今回の改正に一定の理解はできるが、留学生の受入れが更に広がり、特定の国に偏った留学生構成による教育環境等の拡張が進むことを懸念している。 | 在留資格「留学」や一部の就労資格に係る上陸基準省令等においては、専修学校の専門課程を受入れ要件等として定めているところ、本改正案は専門課程の上位課程に位置付けられる専攻科についても新たに要件として追加するものです。<br>また、御意見については今後の参考とさせていただきます。 |